

総社市消防訓令第1号

消 防 本 部
消 防 署

総社市警防規程（平成20年総社市消防訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月21日

総社市消防長 中山利典

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(応援協定) 第10条 県下の災害において、応援等を必要とする場合は<u>岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定のほか、災害に関する応援協定</u>に定めるところによる。</p>	<p>(<u>消防相互</u>応援協定) 第10条 県下の災害において、応援等を必要とする場合は<u>岡山県下消防相互</u>応援協定に定めるところによる。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。